

例規制定概要書

1 対象例規と制定改廃の別

佐倉市青年館設置及び管理に関する条例の改正

2 背景

青年館は、青少年の健全育成を目的として設置されてきましたが、施設の老朽化や地域活動の変化により、現在では自治会活動の拠点として利用されることが多くなっています。

佐倉市では、平成29年3月に策定された佐倉市公共施設等総合管理計画に基づき、青年館の廃止方針を定めており、関係する自治会との協議が整った施設から順次、自治会を所管する課へ建物の管理を移管し、青年館の廃止を進めています。

この度、当該協議が整った6館について廃止が決定したため、条例から該当施設の文言を削除するものです。

3 対応方針

- (1) 本条例から廃止が決定した6館の青年館の名称等を削除します。
- (2) 本条例の改正規定は、令和8年4月1日から施行します。

4 政策内容

青年館を廃止し、自治会館として引き続き活用することで、地域活動の変化に対応した自治会活動の拠点としての役割を果たし、地域コミュニティの維持及び活性化が期待されます。